

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館監事公募要項

1 楽旨

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の監事を任命するにあたって公募を実施するものである。

2 募集人員・区分・任期

2名(区分:公認会計士1名、行政経験者1名)

任期

令和7年度の財務諸表の佐賀県知事による承認日(令和8年8月末~9月初のいずれかの日となる見込み)の翌日から令和11年度の財務諸表の佐賀県知事による承認日(令和12年8月末~9月初のいずれかの日となる見込み)まで。

3 職務内容

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館について、法、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年佐賀県規則第5号)、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館定款及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館監事監査規則(平成22年規則第1号)等に規定された監事の業務を行うこと。

＜主なもの＞

- ・法人の監査及び監査報告の作成
- ・法人が佐賀県知事に提出しようとする書類の調査
- ・法人の役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき等における、理事長及び佐賀県知事への報告

4 必要な資格・経験等

次の区分ごとに掲げる事項について、全てを満たす者であること。

(区分:公認会計士)

- ・財務管理、経営管理、その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有すること。
- ・公認会計士法(昭和23年法律第103号)第17条の規定による公認会計士名簿に登録された公認会計士であること(医療法(昭和23年法律第205号)第51条第5項の規定による監査を行った(監査法人の職員等として行ったものを含む。)経験を有することが望ましい。)。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できること。また、監事在任中は、周囲

の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

- ・必要があると認めるときは、隨時、実地又は書面等により監査業務に従事することができる。

(区分：行政経験者)

- ・財務管理、経営管理その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有すること。
- ・行政機関の職員として病院運営業務、監査業務、法令審査業務、法人指導業務、許認可業務又はこれと同等の業務に従事した経験を有すること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できること。また、監事在任中は、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・必要があると認めるときは、隨時、実地又は書面等により監査業務に従事することができる。

5 勤務条件

(1) 勤務形態

非常勤

(2) 業務日数

現任監事の業務の状況は、概ね次のとおりであるが、臨時監査の必要性等によって異なる場合もある。

<実地>

- ・理事会への出席及び理事会後の理事長との意見交換会・・・原則年4日
(年4回の定例会以外に臨時開催する場合あり。)
 - ・定期監査の事前調査・・・年1日～3日
 - ・会計監査人による監査報告及び同日に定期監査実施・・・年1日(※1)
 - ・会計監査人による監査計画説明・・・年1日(※1)
 - ・会計監査人による監査中間報告会・・・年1日(※1)
- (※1) 地方独立行政法人法第35条第1項(会計監査人による監査義務)が適用されない場合は、この限りではない。

<書面等>

- ・知事へ提出する書類の調査・・・必要に応じて隨時(※2)
(※2) 電子メール等での書類送付による調査であり、一部は上記の実地調査に併せて行う場合もある。

(知事へ提出する書類例)

- ・中期計画

- ・年度計画
- ・財務諸表
- ・業務実績に関する報告書
(单年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価)
- ・中期目標期間実績報告
- ・役員の報酬・退職手当並びに職員の給与・退職手当の支給基準に関するものとして知事へ届出が必要な規程・規則
- ・会計に関する事項についての規程として知事へ届出が必要な規程・規則

(3) 業務場所

佐賀県医療センター好生館（佐賀市嘉瀬町中原 400 番地）

必要に応じて、佐賀県医療センター好生館看護学院（佐賀市兵庫南三丁目 7 番 17 号）等の実地監査場所

(4) 役員手当

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館役員報酬規程に基づき支給（規程改正により変更する場合がある） 月額 5 万円（本公募開始日現在）

6 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 7 年 12 月 10 日（水）
- (2) 公募に関する質問受付期限 令和 7 年 12 月 19 日（金）17:00 まで
- (3) 公募に関する質問回答期限 令和 7 年 12 月 26 日（金）
- (4) 応募期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）
- (5) 書類選考 ～令和 8 年 1 月 23 日（金）
- (6) 選考会 令和 8 年 2 月 上旬（予定）
- (7) 監事予定者の決定 令和 8 年 3 月 上旬（予定）

7 選考方法

- (1) 候補者の選考は、「4 必要な資格・経験等」を考慮して行う。
- (2) 「4 必要な資格・経験等」を明らかに満たしていない者については、事務局による書類選考により、不適格と判断することがある。
- (3) 外部の有識者で構成する選考会において投票を行い、公認会計士及び行政経験者の区分ごとに、全ての有識者の過半数の票を得た応募者各 1 名を選考会が佐賀県知事に推薦し、推薦に基づき佐賀県知事が監事予定者を決定し、監事に任命する。
- (4) 選考会の方法
 - ① 開催日 令和 8 年 2 月 上旬（予定）
※ 実施日及び実施時間は、応募者に対して個別に通知する。

② 開催方法

オンライン形式（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）

※ 詳細については、応募者に対して個別に通知する。

③ 実施方法

ア 「4 必要な資格・経験等」に関する内容について、応募者本人に面接を行う。

イ 1人当たりの面接時間は20分程度とし、事務局が指示した時間から順次、個別に行う。

ウ 応募者は、事前に提出した資料に基づいて5分以内（イの面接時間に含む。）で自己アピール等を行うことができる。追加資料の配付等は原則として認めない。

エ 選考会は非公開とする。

④ 選考結果の通知

ア 選考結果は、自己の結果のみを各応募者へ通知する。

イ 投票の内容及び選考結果に対する問合せには応じないものとし、選考結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

8 応募方法

(1) 質問の受付及び回答

① 受付期間

令和7年12月10日（水）から12月19日（金）17:00まで

② 提出方法

質問用紙を電子メールにて、事務局へ提出すること。

※ 口頭、電話等による質問は受け付けない。

③ 回答方法

質問に対する回答は、隨時、質問者に回答する。質問件数が多い事項については、佐賀県のホームページに掲載する場合がある。

(2) 応募書類等

① 履歴書（任意様式）：1部

※ 6か月以内に撮影した上半身正面の写真を添付すること。

② 必要に応じて自己アピール等の資料：5部

※ A4版印刷とすること。

③ 公認会計士については、公認会計士名簿に登録された公認会計士であることの証明書、行政経験者については、行政機関における職務経歴の証明書：1部

(3) 応募書類等の提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部医務課宛

※ 封筒の表側に「地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 監事応募書類
在中」と朱書きすること。

(4) 応募期限

令和8年1月16日（金）必着

9 欠格事項

政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、監事となることができない。ただし、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の監事になることができる。

【参考】

○地方独立行政法人法

（役員の欠格条項）

第16条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。

10 事務局

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館3階

佐賀県健康福祉部医務課 医療企画担当

電話（直通） 0952-25-7073

FAX 0952-25-7267

E-mail iryoukikaku@pref.saga.lg.jp